

**令和 6 年度
千早赤阪村農業施策に関する意見書**

千早赤阪村農業委員会

はじめに

平素は、千早赤阪村農業振興にご尽力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、本村の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や担い手の不足、遊休農地の増加、有害鳥獣による被害の拡大など、非常に厳しい状況が未だに続いております。

農業委員会では、農業委員会等に関する法律により、農業委員会の必須事務として位置付けられた農地等の利用の最適化の推進に向け農業委員、農地利用最適化推進委員が一体となって「担い手への農地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」に日々努めております。

また、農業経営基盤強化促進法の改正により、「地域計画」の策定が義務付けられ、農政担当課と連携しながら全委員が一丸となって尽力しているところです。

さらには、国際情勢の著しい変化による、農業用資材や燃料等の価格高騰、異常気象による農作物への被害等が農業経営に深刻な打撃を与えており、農業者にとっては依然として厳しい状況が続いています。

今後さらなる農地等の利用の最適化を効率的かつ効果的に実施するために、農業委員会等に関する法律第 38 条で、「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関等に対し、農地等利用最適化推進施策について意見を提出し、関係行政機関等は提出された意見を考慮しなければならない。」旨が規定されております。

つきましては、同法の規定に基づき、是非ご一考願いたい本村に必要な農業施策について農業者を代表して意見書を提出いたします。

ご査収の程、お願い申し上げますとともに、農業施策の企画立案及び予算編成にあたり十分にご考慮いただきますようお願いいたします。

令和 6 年 1 2 月 4 日

千早赤阪村長 菊井 佳宏 様

千早赤阪村農業委員会会長 仲野 清秀

1 地域計画策定後の推進体制の維持・強化

農業経営基盤強化促進法の改正により、令和7年3月までに「地域計画」の策定が義務付けられました。我々農業委員・農地利用最適化推進委員は、各集落での話し合いを通じて「地域計画」の策定に向け中心的な立場で尽力してきたところです。集落座談会では、各地域の課題や将来像の意見交換がなされ、地域農業の将来を考える有意義な時間となりました。

また、各地域の課題解決や「地域計画」の実現に向けては、令和7年度から取り組むこととなっています。「地域計画」の策定がゴールではなく、地域計画を実効性のあるものにするためには、地域の話し合いが必須であり、継続した議論が必要です。そのために、行政として、多様な活動に対しアドバイスができる人員と体制の強化が必要不可欠であります。加えて、担い手等への農地集積・集約化と、集落座談会にて要望が多く出た基盤整備事業の推進について、国・府等の補助事業の活用と小規模・兼業農家に対する村独自の補助事業の更なる充実を進めていただきたい。

2 基盤整備事業の推進

近年、農業者の高齢化や離農者の増加によって水路や農道等の農業用施設の維持、補修等の負担が益々増加してきており、地域の課題に留まらず、村の喫緊の課題と認識しています。さらに技術の継承が出来ておらず、補修しなければならない農業用施設であっても自ら補修できず、手つかずのままになっている農業用施設が数多くあります。先人たちの努力により守り続けてきた農地を次世代へ繋ぐためにも、基盤整備事業（ハード事業、ソフト事業）を行い、小規模・兼業農家に対する支援の充実、また、地域計画の実現、持続可能な農業経営を行うため、地域農業の明るい未来のために基盤整備事業は必須ですので、是非とも取り組んでいただきたい。

3 有害鳥獣対策

有害鳥獣による農作物被害は、農業者の生産意欲の減退につながり、遊休農地の増加の要因となります。農業者にとってこの対策は負担が大きく、大変苦慮している状況であり、今後も継続して対策を講じる必要があります。

令和元年度に千早赤阪村鳥獣被害対策実施隊が組織され、村内で多くの有害鳥獣の駆除に取り組んでいただいておりますが、イノシシによる被害は村全体

に拡大し、鳥獣被害対策実施隊員への負担も年々増加している状況です。

また、有害鳥獣被害は、農作物だけにとどまらず、住宅や通学路に出現する等住民の生活環境にも大きく影響を及ぼしており、もはや農業者だけの問題で解決することは決してありません。雑草繁茂とならないよう農地の適正管理はもとより、藪や茂みの除草など、環境整備の必要性について住民に周知し、地域が一体となって対策する必要があります。農業者の高齢化も進む中、地域一体での対策、行政による人的支援と鳥獣被害対策実施隊への支援の充実・負担の軽減、農業者自らが行う被害防止柵設置に係る補助を今後も引き続き継続いただきたい。

4 農業者への営農指導

村内の主たる農業者は兼業農家や小規模農家であり、これらの方々の健全な農業生産活動こそが村内の農業を支えている根幹であります。そのため、兼業農家・小規模農家への栽培技術の向上のための営農指導や病虫害対策、適切な農薬や肥料の使用等といった技術指導は、よりよい農産物の生産に繋がり、農業所得の向上に繋がります。遊休農地を増やさないためにも、また、地域計画を進めていく上でも農家の栽培技術の向上を図るためにも身近な相談役として農業分野の専門職員の役割は非常に重要であり、今後も引き続き雇用いただきたい。

5 農業委員会事務局及び農政担当課の体制強化

農業委員会等に関する法律では、専任職員の配置及び養成等の措置を講じ、その事務に従事するために必要な知識・経験を有する職員の確保及び資質の向上を図るよう努めることとされています。

しかし、他市と違い村は農業委員会事務局職員が農政業務や他業務と併任している状況であり、到底充実した人員とは考えられません。近年、農業委員会業務が煩雑となり、窓口業務含め、事務量が非常に膨れ上がってきております。

さらに、今年度末には地域計画を策定し、令和7年度から「地域計画」の実現に向け取り組んでいくためにも、また、農業委員会事務局として効率的な運営を進めていくためにも、農業委員会事務局及び農政担当課の体制強化について早急に対策を講じていただくよう切にお願いする。